

1.1 農業農村整備事業の促進について

(農林水産省、(独)水資源機構)

【内容】

- (1) 本県農業の基盤を支える基幹水利施設を整備・更新する国営総合農地防災事業新濃尾地区及び排水機等の老朽化した施設の更新や耐震化を行う国営施設機能保全事業尾張西部地区を推進するとともに、上工水との共用施設で大規模地震対策等を実施する国営矢作川総合第二期地区、水資源機構営豊川用水二期事業を推進すること。さらに、矢作川沿岸地域、木曽川用水濃尾第二施設についても、早急に機能診断や耐震調査等を行い、事業化に向けた検討を進めること。
- (2) 農業の生産性の向上や担い手への農地集積・集約化の推進に欠かせない農地の大区画化・汎用化、畠地かんがい等の整備を実施する農業競争力強化基盤整備事業、農業基盤整備促進事業及び農業水利施設保全合理化事業を促進すること。
- (3) 国土強靭化に資するため、尾張地域のゼロメートル地帯を中心に実施している湛水防除や地盤沈下対策及び地震発生時に崩壊する恐れのあるため池・排水機場・用排水路等の耐震対策などを行う農村地域防災減災事業を促進するとともに、調査計画費定額補助制度を平成28年度以降も継続すること。
- また、津波・高潮から背後地を守る海岸堤防については、新たに農村地域防災減災事業の対象とし、農山漁村地域整備交付金と併せて、耐震対策をより一層促進すること。
- (4) 農業用水を利用した小水力発電施設や農山村地域の生産性及び生活環境の維持・向上を図るための整備を行う農山漁村地域整備交付金の事業を促進すること。
- (5) 農業用水路として現在も使用されている石綿セメント管を他の管種に取り替える特定農業用管水路等特別対策事業を促進すること。
- (6) 農業・農村が有する多面的機能を維持・発揮させる活動に対する多面的機能支払交付金事業を促進すること。

(背景)

- 本県の基幹水利施設は、農業生産を支えるのみならず、地域経済の発展や社会生活の向上に大きく寄与していることから、地域の貴重な社会インフラとして、また県民の命と暮らしを守る施設として、耐震対策や、耐用年数等を考慮した計画的な整備・更新を行う必要がある。

- 産業としての競争力を強化し攻めの農業を展開するため、地域ニーズに応じた農業生産基盤の整備や、県内に約2万kmある用排水路、約1,400か所ある用排水機場等の農業水利施設の老朽化対策など、農業農村基盤整備を促進する必要がある。
- 尾張地域のゼロメートル地帯を中心に、農業用の排水機場がまさに地域の生命線として農地のみならず民家や公共施設などを含めた排水対策を担っている。県内にある農業用排水機場のうち、基幹的なものが約230か所あり、毎年5か所程度を事業化していく必要がある。
- 県内に農業用ため池は約2,400か所あり、大規模地震により万一決壊した場合、人命を含む甚大な被害の発生が懸念されており、耐震対策を始めとした防災・減災対策を促進する必要がある。
- 県内の農地海岸は、背後に広がる優良農地を守るだけでなく、地域住民の生命・財産を津波被害から守る重要な施設であり、耐震対策を促進する必要がある。
- 土地改良施設の維持管理費軽減のみならず、地域が必要とする電力需要に応じた「電力の地産地消」や発電を通じた「地域振興」に繋がる小水力発電施設整備に加え、農山村地域の生産性、生活環境の維持・向上を図るために整備に対し、農山漁村地域整備交付金を活用して促進する必要がある。
- 大規模用水事業などにより多用された石綿セメント管は、近年老朽化による漏水事故が頻発し、特定農業用管水路等特別対策事業等により他の管種へ付け替えを進めているが、平成18年調査時に判明した延長1,183kmの石綿管のうち、平成26年度末時点で286kmの改修にとどまっており、さらに促進する必要がある。
- 農村地域の高齢化・人口減少等により、地域の共同活動によって支えられてきた多面的機能の発揮に支障が生じていることから、多面的機能支払交付金事業により地域活動に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようになるとともに、担い手への農地の集積を後押ししていく必要がある。

(参考) ◇ 農業農村整備事業の実施例

